

令和6年度土佐市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市は高知県の南央部に位置し、年平均気温は17.9℃、年間降雨量2,783mm、年間日照時間2,249時間で、夏季高温多湿、冬季温暖で暖地農業に適しているが、夏秋期には台風・豪雨によって被害を被ることもある。また、耕地比率が17.8%あるものの一戸あたりの経営耕地面積が36.5aと小規模かつ分散しており、ほ場整備率も31.2%となっている。作物の作付けとしては、施設園芸・露地野菜の栽培が盛んである一方、波介川兩岸に展開する湿田地帯では、い草を主幹作物とした栽培が行われてきたが、現在では水稻栽培が中心となっている。

しかしながら、農家の高齢化が進んでおり、農家戸数の減少が見られるとともに不作付地の拡大が進んでいることから、専業農家は元より高齢農家、兼業農家及び女性農業者等の多様な担い手への集積や、主食用米の需要が減少していること及び波介川河口導流事業の完成に伴い周辺農地の浸水被害の減少が期待されていること等から、他の作物の作付けに転換を促進する等で作付面積の維持・拡大を図っていく必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

市内の水田において、産地交付金を有効に活用し担い手を支援していく。高収益作物の導入にあたっては、適地適作を基本としていくが、幅広い消費者のニーズに対応し、安定的な高収益作物の供給に向けて、多様な担い手に重点作物を中心とした高収益作物を促進することで、作物生産の維持・拡大を図ることとする。また、「人・農地プラン」及び「地域計画」の中心経営体等、人材確保や育成に取り組み、地域農業の維持発展を目指す。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

当市では、人口の減少や農家の高齢化による離農により担い手が減少している。作物生産の維持・拡大及び人材確保に取り組む観点から、耕作条件の悪い農地の基盤整備を推進し、担い手への農地集積を図り、産地交付金を有効活用し現状の水田を維持していく。また、連作障害回避による収量向上等を目的に、ブロックローテーションの推進を図り、水田の有効利用に努める。一方、営農計画書や作付転換の現地確認時に圃場の状況確認により水田の状況を把握し、畑作物の生産が固定化されている水田については、畑地化の取組を検討する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

ア 主食用水稻

各個別の農家においては、需要に応じた生産を行う。また、意欲のある地域においては売れる米作りを推進し、段階に応じてコスト削減に向けた集落営農組織の設立を目指していく。

イ 酒造好適米

本市の酒造メーカーへの供給増加に伴い、要望量の充足及び品質の向上により酒造好適米の品質管理を徹底し、需要に応じた生産を推進していく。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

農業者の経営判断を尊重した上で、主食用米からの転換を進め、多収品種等の導入による生産性向上を図る。

イ 加工用米

酒造用を中心に、主食用米からの転換を進め、生産拡大を図る。また、安定供給のために複数年契約の推進を行うとともに、担い手による作付けを支援していく。

(3) 大豆、飼料作物

大豆は、自家加工販売を中心に、主食用米からの転換を進める。

飼料作物は、地元の酪農家等において需要がある、または自家消費（畜産農家自家飼料）のために作付けしていることから、畜産経営規模に応じた作付けを基本に、主食用米からの転換を進める。

(4) 高収益作物

①ネギ

ネギは水害に強く、2回作/年が可能であり、初期投資も少なく済み、新規参入しやすい。また、市内のパーシャル包装施設を活用した付加価値化も期待できるため、露地において品目転換を検討している農業者や新規就農者等を中心に推進し、本市の中心的な品目として位置付けられるようにしていく。

②その他野菜、花き、特用作物

施設園芸作物であるピーマン、シシトウ、キュウリ、トマト、いちご、メロン、スイカ、いんげん等の野菜、ユリ、ソリダスター、アルストロメリア等の花きについては、高収益作物であるが、重油や資材費の高騰など経営コストが高く、新技術導入が顕著であり栽培に管理・技術を要する品目である。今後も施設園芸産地としての地位を維持するため、規模拡大に向けた取組を推進していく。また、露地品目の有望品目であるショウガ、キャベツ、レタス、ブロッコリー等の野菜、花き、い草等の特用作物が作付けされており、その他野菜・花きについては、地域の直販所及び学校給食等、地産地消において需要がある。高齢化の影響もあり、経営規模として小面積になるものの、今後もより一層の農地の活用につなげ、地域農業の振興及び食料自給率の向上を推進していく。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作
主食用米	330.0		333.0		334.0
備蓄米	14.30		14.30		14.30
飼料用米	6.6		5.8		5.8
米粉用米	0.0		0.0		0.0
新市場開拓用米	0.0		0.0		0.0
WCS用稲	0.0		0.0		0.0
加工用米	0.0		0.9		1.1
麦	0.0		0.0		0.0
大豆	0.0		0.0		0.0
飼料作物	0.0		0.0		0.0
・子実用とうもろこし	0.0		0.0		0.0
そば	0.0		0.0		0.0
なたね	0.0		0.0		0.0
地力増進作物	0.0		0.0		0.0
高収益作物	374.3		385.3		386.9
・野菜					
・ネギ	17.9		20.1		21.5
・その他野菜	112.5		123.2		122.9
・花き・花木	15.9		14.0		14.5
・果樹	228.0		228.0		228.0
・その他の高収益作物	0.0		0.0		0.0
その他	2.5		2.7		2.7
・い草	1.9		2.1		2.1
・種苗類	0.6		0.6		0.6
畑地化	0.0		0.0		0.0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	ネギ（基幹作）	地域振興作物に対する助成（重点）	作付面積	（5年度）1,772a	（8年度）2,150a
2	キュウリ・シシトウ・ショウガ・メロン・スイカ・イチゴ・青さやいんげん・にら・オクラ・トマト・ほうれん草・はすいも・ナス・ズッキーニ・青さやえんどう・キャベツ・レタス・ブロッコリー・甘しょ・ピーマン・ユリ・ソリダスター・トルコ桔梗・ラン・ダリア・アスター・アルストロメリア・種苗類・イ草	地域振興作物に対する助成	作付面積	（5年度）12,928a	（8年度）13,040a
3	地域の直販所へ出荷する野菜・花き	直販店に出荷する作物に対する助成	作付面積	（5年度）748a	（8年度）971a
4	ネギ・キュウリ・シシトウ・ショウガ・メロン・スイカ・イチゴ・青さやいんげん・にら・オクラ・トマト・ほうれん草・はすいも・ナス・ズッキーニ・青さやえんどう・キャベツ・レタス・ブロッコリー・甘しょ・ピーマン・ユリ・ソリダスター・トルコ桔梗・ラン・ダリア・アスター・アルストロメリア・種苗類・イ草	担い手加算	作付面積	（5年度）9,994a	（8年度）9,888a
5	加工用米	担い手加算	作付面積	（5年度）0a	（8年度）110a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:高知県

協議会名:土佐市農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	地域振興作物に対する助成(重点)	1	15,000	ネギ	出荷・販売することを目的として作付されたネギ(基幹作)であること
2	地域振興作物に対する助成	1	10,000	キュウリ・シシトウ・ショウガ・メロン・スイカ・イチゴ・青さやいんげん・にら・オクラ・トマト・ほうれん草・はすいも・ナス・ズッキーニ・青さやえんどう・キャベツ・レタス・ブロッコリー・甘しょ・ピーマン・ユリ・ソリダスター・トルコ桔梗・ラン・ダリア・アスター・アルストロメリア・種苗類・イ草	出荷・販売することを目的として作付された「対象作物」の欄に掲げる作物(基幹作)
3	直販店に出荷する作物に対する助成	1	9,000	地域の直販所へ出荷する野菜・花き	直販所への出荷・販売することを目的として作付された野菜・花きであること(基幹作)
4	担い手加算	1	8,000	ネギ・キュウリ・シシトウ・ショウガ・メロン・スイカ・イチゴ・青さやいんげん・にら・オクラ・トマト・ほうれん草・はすいも・ナス・ズッキーニ・青さやえんどう・キャベツ・レタス・ブロッコリー・甘しょ・ピーマン・ユリ・ソリダスター・トルコ桔梗・ラン・ダリア・アスター・アルストロメリア・種苗類・イ草	経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農であって、令和6年6月30日までに農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けた者であるか、同日現在認定申請中で、その後認定を受けた者又は人・農地プラン及び地域計画の中心経営体として位置づけられている者
5	担い手加算(加工用米)	1	8,000	加工用米	経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農であって、令和6年6月30日までに農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けた者であるか、同日現在認定申請中で、その後認定を受けた者又は人・農地プラン及び地域計画の中心経営体として位置づけられている者

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。